岐阜 DWAT 活動マニュアル

令和6年7月改訂

岐阜県健康福祉部

目 次

本	書	の目	的:	1
第	1	章	岐阜 DWAT とは ···································	2
第	. 2	章	活動の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第	3	章	活動の内容	.0
第	4	章	費用と補償	22
第	5 5	章	平時の準備	23
杽	注	集		24
		【様式		25
		【様式	tt2】岐阜 DWAT オリエンテーションシート · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
		【様式	#:3】岐阜 DWAT 活動記録報告書 ・・・・・・・・・・・ 2	28
		【様式	は4】岐阜 DWAT 活動に係る引継書 ・・・・・・・・・・・・ 2	29
		【様式	忧5】岐阜 DWAT 派遣実績報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ €	33
	4	▶福礼	业避難所編 ····· 36	
		1.	福祉避難所の開設準備37	
		2.	要配慮者の受入れ 39	
		3.	要配慮者の生活支援(先行班) 41	
		4.	後続班の到着及び引継 55	
		5.	要配慮者の生活支援(後続班) 59	

本書の目的

近年、日本各地で大規模な自然災害が発生しており、その都度、福祉や介護など福祉 的支援が必要な多くの高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の支援のあり方が問われ ている。

本県においても、近い将来、南海トラフの巨大地震や県内活断層による直下型地震等、大きな災害の発生が懸念されているところであり、南海トラフの巨大地震が発生すれば、他県沿岸部は津波により大きな被害を受けることが想定される。こうした県内・県外の被災者支援のため、平成26年7月に本県と社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が事務局となり、県内の福祉・介護分野の関係者の方々に参画いただき「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、協議を行ってきた。本書は、今後、岐阜DWATが活動するにあたり、派遣要請から実際の活動に至る具体的な手順等を定め、円滑な活動に資することを目的とするものである。

(※DWAT とは「Disaster Welfare Assistance Team (災害派遣福祉チーム)」の頭文字を とって略したもの。)

第1章 岐阜 DWAT とは

1 岐阜 DWAT とは

岐阜 DWAT とは、被災により避難した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々(以下、「要配慮者」という。)が、一般避難所や福祉避難所等(以下、「避難所等」という。)で十分な福祉的支援を受けられるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成し、避難所等に派遣し、福祉的支援活動を行うものである。

県では、チームの派遣に備え、「岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定」 を11団体(以下、「協力団体」という。)と締結している。

【福祉的支援(例)】

- ・ニーズの掘り起し(要配慮者の発見等)
- ・福祉的アセスメント(要配慮者の状態を見極め、必要とするサービスにつない だり、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所等への移送等のコーディネート)
- 福祉避難所の開設、運営補助(物資搬入、要配慮者受入業務等)
- 生活支援(見守り、食事、排せつ等の介助)

<協力団体>

- 岐阜県社会福祉法人経営者協議会
- (一社) 岐阜県老人福祉施設協議会
- ・岐阜県デイサービスセンター協議会
- 岐阜県老人保健施設協会
- (一社) 岐阜県知的障害者支援協会
- 岐阜県身体障害者福祉施設協議会
- 岐阜県精神保健福祉協会
- (一社) 岐阜県社会福祉士会
- 岐阜県保育研究協議会
- 岐阜県児童福祉協議会
- (一社) 岐阜県介護福祉士会

2 基本方針等

(1) 基本方針

- ①岐阜DWATは、要配慮者に対する福祉的支援や、要配慮者個々の状況に応じて 入所・入院等適切な支援へ繋ぐための活動等を行う。
- ②岐阜DWATは、発災後、概ね3日から1か月以内の間、避難所等において、市町村等から要請のあった職種及び人数により、福祉的支援を行うことを基本とする。
- ③県内の活動においては、被災市町村からの派遣要請、県外の活動においては、 国又は他の都道府県からの要請に基づいて行う。

(2)活動の原則

①自立して活動する

被災地の職員(市町村、施設等)は、支援活動に専念する必要があるため、被災地の職員に負担をかけることがないよう、岐阜 DWAT の活動に必要な物品は岐阜 DWAT 隊員が持参し、引継ぎなども原則として自己完結を図る。

②チームワークを発揮する

被災地では、常に状況が変化するため、その都度現場の状況を判断し、行動する必要がある。そのため、チームミーティングは毎日行い、隊員間の情報共有を図る。

また、岐阜 DWAT 隊員同士で、メンタルヘルスを含めた健康管理も行う。

③関係者との連携を図る

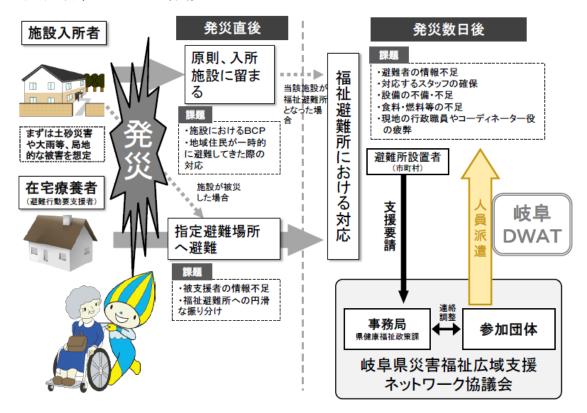
被災地では、様々な関係機関が活動しており、被災者への重複した質問等は、 被災者の負担になる。また、福祉的支援活動を実施する際には、岐阜 DWAT 内で完結できないことも多く発生する。そのため、関係機関と随時情報を共有 し、連携して活動する。

④被災者、被災地の自立を促進する

チームの支援活動は一定の期間であり、地元関係者による活動に移行してい くことを意識して支援する。

また、専門性にこだわりすぎず「できる範囲」で「必要とされている支援」 を行う。

(3) 岐阜 DWAT の活動イメージ



【災害時における高齢者、障がい者等の避難先】

<施設入所者>

• 発災後も、原則、入所施設に留まる。市町村からの要請に基づき、当該施設が 福祉避難所を開設した場合は、当該施設は、入所施設と福祉避難所の二つの性 質を持つ。

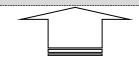
〈在宅療養者(要配慮者)>

• 発災後、一旦は指定避難所へ避難した後、福祉的アセスメントにより、指定避難所の福祉避難スペースでの対応や、福祉避難所への搬送が判断される。



【避難所等での課題】

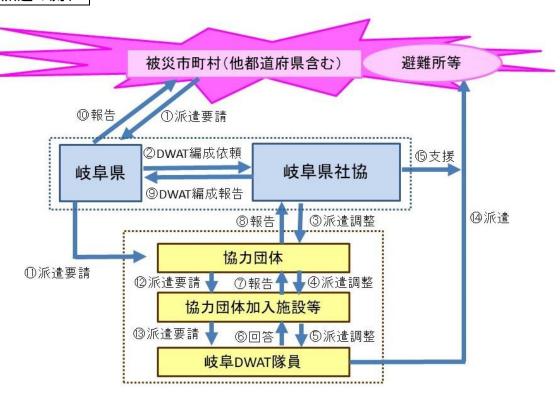
- 対応するスタッフの確保
- 現地の行政職員やコーディネーター役の疲弊



岐阜 DWAT による福祉的支援の実施

第2章 活動の枠組み

1 派遣の流れ



- ① 【被災市町村(他都道府県含む)→県】岐阜 DWAT 派遣要請
- ② 【県→県社協】岐阜 DWAT 編成依頼
- ③~⑤【県社協→協力団体→協力団体加入施設等→岐阜 DWAT 隊員】派遣調整 ※協力団体が職能団体である場合は、協力団体加入施設等を介さない
- ⑥~⑧【岐阜 DWAT 隊員→協力団体加入施設等→協力団体→県社協】派遣可否を回答・ 報告
 - ※協力団体が職能団体である場合は、協力団体加入施設等を介さない
 - ⑨ 【県社協→県】岐阜 DWAT 編成報告
 - ⑩ 【県→被災市町村(他都道府県含む)】岐阜 DWAT 派遣の可否を回答
- ⑪~⑬【県→協力団体→協力団体加入施設等→岐阜 DWAT 隊員】岐阜 DWAT 派遣要請 ※協力団体が職能団体である場合は、協力団体加入施設等を介さない
 - ⑭ 【岐阜 DWAT 隊員】避難所等へ派遣
 - ⑤ 【県社協→岐阜 DWAT 隊員】岐阜 DWAT 活動への支援(移動手段・宿泊先確保等)
- ※ 「協力団体加入施設等」・・・協力団体に加入しており、岐阜 DWAT 活動に協力いただける施設等

2 登録要件・身分

(1)登録要件

県は、協力団体加入施設等の職員、又は協力団体の会員に対し、岐阜 DWAT の活動に必要な知識等の習得・向上を図るための研修(ビギナー研修、ミドル研修、アドバンス研修)を実施する。(詳細は、23 頁を参照)

県は、「ビギナー研修」を受講した、もしくはそれと同等の知識を有すると認められる職員又は会員を岐阜 DWAT 隊員として登録する。

(2)身分

岐阜 DWAT 隊員は、所属する施設等の職員、又は協力団体の会員の身分をもって業務に従事する。

3 チームの構成等

(1) チームの構成

岐阜 DWAT は、現地の要望に合せて、福祉職(高齢、障がい、児童、保育等)で構成する1チーム5名程度のチームとする。

県は、岐阜 DWAT の各チーム中から 1 名をリーダーとして指名し、リーダーは 当該チームを統括する。

また、リーダーは、必要に応じてチーム中から副リーダーを指名する。

<リーダーの役割>

- 市町村災害対策本部、避難所管理運営者、関係団体等との調整、連携、情報共有
- ・ 隊員の健康状態の把握
- ・具体的な業務の立案、ミーティングの運営
- ・県への報告、活動状況の記録・管理
- その他チームに係るマネジメント

例;チーム内の役割分担の決定、物品等の管理、隊員の食事の手配等

- ※ミーティング等の際には、ホワイトボードを利用した情報共有等、情報の管理に 留意すること。
- ※リーダーは、チームミーティング等の際に、要配慮者が放置されることがないよう、留意すること。

(2) 新型コロナウイルス禍における留意事項

- ① 県社協は、チーム編成時の前2週間を対象に、隊員が次のいずれにも該当 しないことを確認し、県に報告する。
 - ア 発熱、呼吸器症状(咳、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、息苦しさ)、 頭痛、全身倦怠感の症状がある者
 - イ 嗅覚・味覚に障害がある者
 - ウ 家族等※にア又はイの症状がある者
 - ※「家族等」とは、家族のほか、友人、交際相手等一定の接触のある者 (仮にその者が陽性であった場合に隊員本人が濃厚接触者とされる 可能性がある者)をいう。
 - エ 糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患がある者、透析を受けている者、免疫 抑制剤や抗がん剤を用いている者、妊婦
 - オ 海外から帰国後2週間を経過していない者
 - カ 新型コロナウイルス感染症患者と接触してから2週間を経過して いない者
- ② 県は、派遣開始日の前日までの2週間を対象に、隊員が①のいずれの項目にも該当しないことを確認する。

4 派遣基準

(1) 県内派遣

県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際に、市町村が、避難された要配慮者への支援を始めとした福祉的支援ニーズを踏まえ、岐阜 DWAT の派遣が必要であると判断し、県健康福祉政策課へ派遣要請があった場合をその対象とする。

(2) 県外派遣

県外で災害が発生し、国又は他の都道府県から岐阜県に岐阜 DWAT の派遣要請があった場合で、岐阜県が派遣を必要と認めたときは、岐阜県外の地域へ派遣することができる。

5 情報収集体制等

(1) 県内派遣

県及び県社協は、県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合には、 県災害対策本部や被災市町村、被災市町村社会福祉協議会等から被災状況等の情報 を収集し、共有する。

県は、被災状況等を鑑み、岐阜 DWAT 派遣の必要性が高いと判断した場合には、協力団体に対し、派遣待機の要請を行うことができる。

県は、被災市町村から岐阜 DWAT の派遣要請があった場合は、派遣先施設や活動地域の状況について、県災害対策本部、被災市町村から情報を収集し、県社協と共有する。

(2) 県外派遣

県及び県社協は、県外で災害が発生し県災害対策支援本部が設置された場合には、 当該本部や厚生労働省、被災都道府県、全国社会福祉協議会、被災都道府県社会福 祉協議会等から被災状況等の情報を収集し、共有する。

県は、厚生労働省又は被災都道府県から岐阜 DWAT の派遣要請の打診があった場合は、県社協及び協力団体に対し、岐阜 DWAT 派遣要請に備えた体制を確保するよう要請する。また、派遣先施設や活動地域の状況について、県災害対策支援本部や厚生労働省、被災都道府県から情報を収集し、県社協と共有する。

【情報収集内容(例)】

(派遣要請前)

- 避難所開設 運営状況
- ・避難者の状況(ニーズ等)

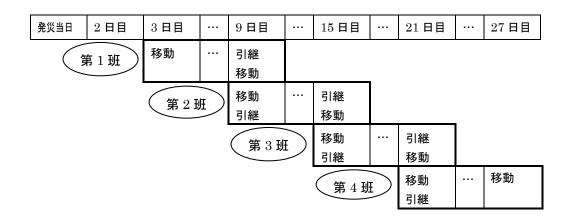
(派遣要請後・派遣打診後)

- 道路交通状況
- ・ライフライン(電気・水道・ガス)状況
- 公共交通機関運行状況
- 給油所状況
- ・食料等調達の可否
- 持参が必要な資器材等
- 宿泊場所の手配・確保の要否
- 避難者の状況
- ・必要な職種・想定される支援活動
- ・他の支援団体等の活動状況 など

第3章 活動の内容

1 期間

岐阜 DWAT の活動期間は、発災後、概ね 3 日から 1 か月以内の間とし、1 チーム 1 回当たりの派遣期間は、移動日を含めて 7 日程度を基本とする。



2 場所

活動場所は、被災された要配慮者が避難している避難所等を基本とする。

3 活動内容

(1) 避難所等における市町村の役割と岐阜 DWAT の活動

	市町村の役割	岐阜 DWAT の活動内容
一般避難所	○「避難所管理責任者(市町村職員)」を配置する。 <避難所管理責任者の業務> ・避難者の把握 ・必要物資の管理 ・要配慮者の支援(ホームヘルパーの派遣、福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所の連絡調整)	 生活支援(見守り、食事、排せつ等の介助) ニーズの掘り起し(要配慮者の発見等) 福祉的アセスメント(要配慮者の状態を見極め、必要とするサービスにつないだり、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送等のコーディネート)
福祉避難所	○「福祉避難所担当職員(市町村職員)」及び「介助員(生活相談員)」を配置する。 〈福祉避難所担当職員の業務〉 ・一般避難所、福祉避難所、市町村災害対策本部、県との連絡調整 〈介助員の業務〉 ・要配慮者へ適切な福祉サービス等の提供(要配慮者 10 名につき介助員 1 名を配置) ※資器材の整備 ・ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ等の器物、紙おむつ等の消耗機材を確保する。 ※支援者の確保 ・専門的人材やボランティアの確保・配置を行う。 ※要配慮者の支援 ・避難者の名簿を作成する。(福祉サービスの利用意向等を継続的に把握)・要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。(自立する能力を損ないて、関急入所等により対応する。	 福祉避難所の開設、運営補助(物資搬入、要配慮者受入業務等) 生活支援(見守り、食事、排せつ等の介助) 要配慮者の搬送補助(社会福祉施設への緊急入所、医療機関への搬送等のコーディネート)

※県内外で活動内容に大きな違いはないが、県外の場合は、発災から派遣要請までに時間を要する可能性があるため、活動開始時期のずれによる支援ニーズの変化、また、 被災都道府県の支援チームと合同で活動にあたること等が想定される。

(2) 要配慮者の特徴を踏まえた避難所等における支援の留意点

対象者	主な特徴	避難所生活における留意点
要介護高齢者	1 体力が衰え行動機能が低下している場合や緊急事態の察知が遅れる場合がある。 2 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 3 自力で行動することが困難な場合が多い。	 1 本人の状態に適した食事や介護用品、過ごしやすい環境が確保できるよう調整する。 ○おかゆ等の配布 ○布団、ベッド、車椅子、ポータブルトイレ、おむつ等の手配 ○トイレに近いなど居住空間への配慮 2 排泄の介助が必要な場合など、本人のプライバシー保護に留意する。 3 家族等介護者の休養スペースを確保する。 4 介護者を確保する。
		ポイント (1) 脱水や褥瘡の兆候はないか。 (2) 食事、水分摂取量は足りているか。 (3) 嚥下や咀嚼に支障はないか。 (4) 介護者の負担が過重になっていないか。
認知症高齢者	1 記憶が抜け落ちたり、判断力が低下する等の症状により、自分で判断し、行動することや自分の状況を他の人に伝えることが困難な場合がある。 2 急激な環境の変化により、幻覚が現れたり、興奮したり、徘	 1 不穏症状がある場合は、精神科医師の診療が受けられるよう調整する。 2 徘徊等の症状がある場合には、周囲の人にも見守りや声かけを依頼する。 3 グループホーム等からの集団避難には、同じ施設の関係者だけで生活できる避難所、居室を提供する。
者	をなる場合がある。 となる場合がある。	ポイント (1) 食事、水分摂取量は足りているか。 (2) 不穏症状はみられないか。 (3) 家族や周囲は多大なストレスを感じていないか。
1人暮らし高齢者	1 体力が衰え行動機能が低下 している場合や緊急事態の察 知が遅れる場合がある。	 1 機能低下をきたさないよう、転倒防止や自立を妨げない居住スペースを確保する。トイレ移動時に過度の負担がないようスペースを確保する。 2 必要な福祉用具(シャワーチェア、簡易手すり等)が確保されているか確認する。 3 本人の周囲にいざというときに手助けしてくれる人がいることを確認する。 4 家族と連絡がとれていることを確認する。 5 救援物資や食料のため込みで、衛生面に問題をきたさないよう配慮する。
局齢者		ポイント (1) 外傷や環境悪化に伴う病状変化はないか。 (2) 内服薬は不足していないか。 (3) 脱水の兆候はないか。 (4) トイレや食事提供場所等が遠いなどにより活動が制限されていないか。 (5) 話し相手はいるか。

視覚障がい(児)者	 全く見えない人と見えづらい人、また、特定の色が判りにくい人がいる。 慣れていない場所では、一人で移動することが困難であるため、居住スペースと通路との境が分かるような工夫や、避難誘導等の援助が必要。 	1 援助者を確保し、情報や食料、救援物資が十分入手できるよう調整する。 2 相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。 3 必要な情報は構内放送や声かけなどにより提供する。印刷物は拡大文字や展示等により提供できるよう調整する。 4 ボランティア等の派遣を希望するか確認する。 ポイント (1)外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか。 (2)白杖等の補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。
聴覚障がい(児)者	1 全く聞こえない人と聞こえ にくい人、また、言語障がいを 伴う人がいる。 2 音声による情報が伝わりに くい。(聴覚による異変・危険 の察知が困難な場合がある。)	1 援助者(手話通訳やボランティア等)を確保し、情報や食料、救援物資が十分入手できるよう調整をする。 ○広報誌や広報掲示板、電光掲示板、文字放送用テレビ等を活用するほか、音声による連絡は必ず文字でも掲示する。 ○掲示はできる限りわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ○手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできる限り近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。 2 相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。 3 ボランティア等の派遣を希望するか確認する。 ポイント (1)外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか。 (2)補聴器等の補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。
肢体不自由(児)者	1 上肢や下肢に切断や機能障がいがある人、姿勢保持が困難な人、脳性まひの人等がいる。 2 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、平常時に補装具を使用していない人も、車椅子等が必要なこともある。	 1 本人の機能を最大限に発揮できるよう、ADL(日常生活動作)に配慮した生活スペースを確保する。 ○車椅子が通れる通路の確保 ○身体機能にあった安全で利用可能なトイレの設置 2 相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。 ポイント (1)外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか。 (2)車椅子等の補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。

内部障がい者・指定難病等認定患者・小児慢性特定疾患患知的障

が

い

児

者

- 1 内部障がいとは、内部機能の 障がいで、身体障害者福祉法で は、心臓機能、腎臓機能、呼吸 器機能、ぼうこう・直腸機能、 小腸機能、ヒト免疫不全ウイル ス(HIV)による免疫機能、 肝臓機能の8種類の機能障が いが定められている。
- 2 難病とは、原因不明、治療方 法が未確立であり、かつ、後遺 症を残すおそれが少なくない 疾病である。
- 3 自力歩行や素早い避難行動 が困難な場合は、車椅子等が必 要なこともある。
- 4 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や 医療機器取扱業者等による支援が必要である。
- 5 外見からは障がい (疾患) が わからないことがあるので、配 慮が必要である。

1 急激な環境の変化への適応

- のしにくさがある。 2 緊急事態等の認識が不十分 な場合や環境の変化による精
- な場合や環境の変化による精神的な動揺がみられる場合がある。
- 3 服薬を継続することが必要 な場合は、自ら又は家族が薬の 種類を把握しておくとともに、 医療機関による支援が必要で ある。

- 1 専門治療や医療機器の継続使用(電源の確保)ができるよう調整する。
 - ○医療機関の協力による巡回診療や透析可能な病院等の情報提供、定期的な治療継続のための移送サービスを実施する。
- 2 処置・治療に必要な物品(衛生材料、ストーマ用品等)を確保する。
- 3 処置を行う場所や処置のプライバシーの確保に留意する。
- 4 易感染者(免疫力の低下などで、細菌等への感染リスクが高まった者)には環境を整える。
- 5 医療依存の高い者には、医療管理が受けられるよう施設等 への移送を勧める。
- 6 歩行安定者には、機能低下をきたさないよう配慮しつつ、 ADL(日常生活動作)に配慮した生活スペースを確保する。
- 7 周囲に病名等が知られないようプライバシーの確保に留意する。

ポイント

- (1) 疾患や機能障がいに伴う身体症状が悪化していないか。
- (2)特殊な薬剤や食事制限等の疾患に関する必要な情報を確認する。補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。
- 1 集団適応に課題のある者には、家族と一緒に生活できる落ち着いたスペースを提供する。
- 2 施設からの集団避難者には、同じ施設の関係者だけで生活できる避難所・居室を提供する。

ポイント

- (1) 食事摂取、排せつ、睡眠等の生活面に問題が生じていないか。
- (2) 家族や周囲は多大なストレスを感じていないか。

14

日常生活の変化(場所、空間、 家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる 騒音)が想像以上に苦手な場合 場合は、必ずかかわり方を確認する。 自 閉 が多い。 ○必要な物品(薬、食品、筆記用具等)があるか 症 2 不安になってパニック状態 ○特に配慮すること(落ち着ける場所、話しかけ方など)が になったり、働きかけに強い抵 あるか 抗を示すこともあるため、行動 2 説明方法の工夫、居場所の工夫、健康状態のチェックの工 えペ して欲しいことの具体的な指 夫を行う。 示、時間を過ごせるものの提 ル 発達障が ガー 供、スケジュールや場所の変更 ポイント (1) 文字や絵、実物を使って目に見える形での説明や、簡 等を具体的に伝える必要があ 症 潔・穏やかな声で話しかける る。 が解い群 •「このシート(場所)に座ってください。」 3 感覚の刺激に想像以上に過 (X: そっちへ行っては駄目) など 敏であったり鈍感である場合 「〇〇(予定)はありません。□□をします。」 (児 が多いので、命にかかわるよう (×: 黙って強引に手を引く) の な指示でも聴き取れなかった 「〇〇は□□(場所)にあります。」 者 広 り、大勢の人がいる環境が苦痛 (×:「ここにはない。」とだけ言う) 汎性 で避難所のなかにいられない、 (2) 筆記具と紙、パズル、ゲーム等を提供する。 (×:何もしないで待たせる) 発達 治療が必要なのに平気な顔を (3) 部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の確保 していることもある。 障がい (4) 怪我などをしていないか、本人の言葉だけでなく身体 状況を一通りよく見る。 者 1 様々な精神疾患により、日常 1 服薬が継続できることを確認し、必要に応じて、精神科医 生活や社会生活のしづらさが 師の診察や薬の確保、専門家の相談が受けられるよう調整す ある。 ○医療機関等の協力やこころのケアチームによる巡回診療 2 災害時のショックやストレ 精神障がい スは、精神障がい者の病状悪化 が行われるよう調整する。 や再発のリスクを高める可能 2 人前で、安易に病名等を口にしない。 性がある。 ポイント 3 服薬を継続することが必要 (1) 不眠、独り言、表情の変化等病状の悪化がないか。 な場合は、自ら又は家族が薬の (2) 服薬中断がないか。 種類を把握しておくとともに、 医療機関による支援が必要で ある。 1 行動機能が低下しているが、 十分な安静 (防音)、食事、衛生面に配慮する。 2 相談や困ったことなど受付窓口を伝えておく。 自分で判断し行動できる。 2 早流産のリスクが高い。 ポイント 妊 産婦 (1) 切迫流産、切迫早産の兆候はないか。 (2)浮腫、血圧上昇等の妊娠高血圧症候群の兆候はないか。

乳幼児	 1 危険を判断し、行動することができない場合がある。 2 被災による精神的な後遺症が残らないように、特にこころのケアが必要である。 3 児童に対しては、ストレスが緩和するようなケアが必要である。 	 乳幼児に必要な生活用品が提供できるよう調整する。 ○ミルク、おむつ、おしりふき、離乳食、スプーン、ストロー等 母乳育児が制限されないよう授乳スペースを確保する。 小児科の医療情報、乳幼児健診・予防接種等保健サービスの情報提供を行う。 居住環境を整備する。 感染症の予防、夜泣き等で周囲に気兼ねなく過ごせるような場所の確保に留意する。 親子双方のストレス解消のため、子守ボランティア等を活用する。 子どもの遊び場の確保に留意する。 ポイント (1)基本的には保護者が健康管理を行うが、食事や衛生面等の助言を行う。 (2)おむつかぶれ、湿疹等を防ぐため、沐浴、でん部浴ができるよう配慮する。 (3)小児科の医療情報を伝える。
外 国 人	1 言語や文化、生活習慣等の違いがある。 2 必要な情報が伝われば、防災活動を行う潜在能力がある。	1 食事をはじめとする生活習慣の違い、宗教、風俗等の違いや、コミュニケーション不足から、避難生活に支障をきたさないよう留意する。2 相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。
アレルギー疾患患者	1 誤って原因食を食べてショック症状を引き起こす可能性がある。	 1 食物アレルギーへの配慮が必要な避難者の有無を確認するとともに、アレルギー対応食を配布する。炊き出しの場合、可能であれば、個別のアレルギー対応調理をしてもらう。 2 避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示する。 3 子どもは、菓子類を勝手に食べないよう注意する。 4 子どもは、食物アレルギーがあることを目視できるように「アレルギーサインプレート」等を身につけるとよい。 5 アトピー性皮膚炎がある場合、薬の不足、スキンケアができない環境、心理的ストレス等で症状が悪化する可能性がある。 ○出来る限り優先的に毎日シャワーや入浴、全身清拭で清潔に保つ。 ○普段使用している薬品がない場合、同様の効果がある薬で代用する。市販の保湿クリームを使用する際は、肌の一部で試した後使用する。 ○冷たいタオル等で冷やすとかゆみが一時的に治まる。 ○ストレスによるかゆみが増強することがあるため、話を聞き安心してもらうことが必要である。 ポイント・基本的には保護者が健康管理を行うが、食事や衛生面等の助言を行う。

出典:宮城県「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」平成25年4月(一部改編)

4 携行品、活動場所への移動・宿泊

(1) 隊員が個人で準備する携行品(例)

口着替え(派遣日数+予備)
ロマスク(感染症予防)
□寝袋
ロタオル
口帽子
口免許証、保険証のコピー
□現金
□携帯電話(充電器、車載アダプター充電器など)
ロリュック、ウエストポーチ
□上履き(スリッパは不可)→避難所等に入る時に必要
口洗面用具、タオル、ティッシュペーパー
□個人の常備薬、生理用品
□非常食、ペットボトル飲料水
ロパソコン
ロデジカメ

(2) 県・県社協が準備するもの

□連絡用携帯電話 (スマートフォン)・充電器 (県が(株)ドコモCS東海
岐阜支店法人営業部(058-252-6664)へ電話で貸与を依頼)
□軍手(県備蓄品)
口懐中電灯(県備蓄品)
ロビブズ(県備蓄品)
ロガソリン缶(県備蓄品)
□体温計(県備蓄品)
□手指消毒液(県備蓄品)
口その他必要な資機材等

(3)派遣先までの移動・宿泊

<遠方地域への派遣など、チームとして対応する必要があると認められる場合> 隊員は、職場等の出張命令に基づき、原則として、県社協が職場等の代理で手配・ 確保をした移動手段により派遣先まで移動することとし、隊員の宿泊先についても、 県社協が職場等の代理で手配・確保する。

5 活動にあたっての事前説明・情報共有等

県は、集合日時や場所、派遣先施設や活動地域の状況等について、原則として派遣日の前日までに、オリエンテーションシート【様式2】により、派遣する隊員に対し情報を提供する。

県及び県社協は、原則として派遣日当日に、指定する集合場所において、派遣する隊員に対するオリエンテーションを実施する。

(内 容)

- ① オリエンテーションシート【様式2】による、日程、派遣先、チーム編成、移動手段・宿泊先、現地状況等の説明
- ② 県・県社協から貸し出す携行品・各報告書様式の手交
- ③ 隊員間での情報共有・意思疎通
 - ・メンバー間の連絡体制、個人携行品の状況等

6 活動中の留意事項

(1)活動場所到着後の確認事項

活動場所到着後、隊員全員で下記項目を確認し、情報を共有する。

区分	項目
1. 現地災害対策本部等への確認	口活動方針(場所、内容)の確認
	口指揮命令系統、報告要否の確認
	□現地での緊急通行車両・駐車許可登録
	口活動地域のライフラインの状況
	口活動地域の道路状況、地図、天候
	口活動地域の避難者の状況
	口災害時要配慮者の情報(事前リストの有無)
	口他団体の活動状況
	口機能している福祉施設・医療機関等の確認
	口活動地域の災害ボランティアセンターに関
	すること
2. 活動する避難所等での確認	□避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認
	口避難所運営体制、指揮命令系統の確認
	口連絡会議等連携方法の確認
	□避難所環境(空間、備品)の確認
	口避難所内活動拠点の確認
	□避難経路の確認
3. 生活環境の確保	口宿泊場所の確認
	ロライフライン・食糧等の手配
	□避難経路の確保

(2) 個人情報の取扱い

被災地においては、心理的な配慮も必要であることから、個人情報の取扱いには一層留意すること。特に、アセスメントの一環として行う住所や氏名等の聞き取りに加え、写真を撮る際にも、意識の高い個人情報の取扱いを心がけること。

(3)活動記録の作成及び県への報告

リーダーは、各日のチームの活動状況等について記録し、速やかに県(健康福祉政策課)へ報告【様式3】する。

<報告書提出先> e-mail: c11221@pref.gifu.lg.jp F A X: 058-278-2620

(4) 感染症対策に関する留意事項

<活動開始前の体調確認等>

- ① 隊員は、毎日、活動開始前も含め1日3回、検温・体調確認※を実施する。 チームリーダーは、隊員で発熱や体調不良のある方が発生した場合は、速やかに県に報告する。
 - ※「岐阜県避難所運営ガイドライン(感染症対策編)」の体調チェック表を 使用する。
- ② 隊員は、次の感染防止対策を実施する。
 - ア 手洗い、手指消毒の徹底
 - イ マスクの着用
 - ウ 活動場所の換気の確保

<体調不良等となった場合の対応>

- ① 隊員は、体調不良等が確認された場合は、活動を中止するとともに、チーム リーダーへ報告し、医療機関を受診する。また、チームリーダーは、隊員の活 動中止を県及び市町村災害対策本部に報告する。
- ② 隊員は、医療機関の受診結果、抗原検査やPCR検査等の受検予定、受検結 果等について、判明次第その都度、チームリーダーに報告する。また、チーム リーダーは、隊員から受診結果等の報告を受けたその都度、県に報告する。
- ③ 県は、代替隊員の確保等について、チームリーダーや県社協と協議する。

7 活動終了後

(1)後続チームへの引き継ぎ

後続チームがある場合は、活動最終日、引き継ぎを行う【様式4】。 また、要配慮者に関する事項のほか、活動場所である避難所等の設備や備品等 岐阜 DWAT の活動にあたって必要な事項についても引き継ぎを行う。

(2) 隊員による活動報告

隊員は、被災地での活動を通じて明らかとなった課題等を整理し、マニュアルの更新等に向けた提言等を県に行う。(様式任意)

(3) 実績報告

隊員として職員等を派遣した協力団体加入施設等の長、又は協力団体の長は、職員等の派遣が終了した後、実績報告書を県に提出する【様式5】。また、岐阜 DWATの活動にあたり、旅費や資機材等の購入が発生した場合は、領収証を添 付して県に報告すること。

第4章 費用と補償

1 費用

県は、以下の派遣費用を負担する。

- ・人件費(災害救助法が適用された場合であって、災害救助費の支弁対象となる場合 に限る)
- 活動経費(旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)
- ※待機及び県の派遣要請に基づかない派遣に要した費用は、負担しない。

2 補償

活動中の事故に備えるため、県が一括して傷害保険に加入する。

<傷害保険の概要>

【保険期間】

4月1日~翌年3月31日

【契約者】

岐阜県知事 古田 肇

【被保険者】

岐阜県災害派遣福祉チーム チーム員

【補償内容及び保険金額】

- ・死亡・後遺障害 2億円(天災は1億円)
- 入院日額 15,000円
- 通院日額 10,000円
- 携行品損害 10万円(免責3千円)地震、津波等天災危険による死亡・後遺障害等への補償を含む。
- ※携行品損害については、活動に際して用いる各隊員個人の所有物を対象 と想定。(例:個人所有のカメラで活動状況を記録中破損した等)

第5章 平時の準備

1 研修

県及び県社協は、岐阜 DWAT 隊員(予定者を含む)を対象とした研修を定期的に 実施し、岐阜 DWAT の人材育成及び資質向上に努める。

<隊員を対象とした研修>

【ビギナー研修】

初めて隊員に登録いただく方を対象とした研修

【ミドル研修】

隊員登録2年目以降の方を対象としたフォローアップ研修

【アドバンス研修】

県内・県外の大規模災害に備えるとともに、リーダーとなりうる専門性の高い 隊員を養成するための研修

2 実地訓練

県及び県社協は、市町村とも連携し、岐阜 DWAT が災害発生時に避難所等で活動する場合等を想定した実地訓練を実施し、岐阜 DWAT の資質向上及び実効性を高める。

また、訓練で浮かび上がった課題を検証し、その結果を随時マニュアルに反映させる。

様式集

【様式1】関係者連絡先一覧

	所属	電話番号
岐阜県	健康福祉部 健康福祉政策課	058-272-8260
岐阜県社会福 祉協議会	施設人材部	058-201-1561
協力団体	岐阜県社会福祉法人経営者協議会	058-201-1561
	(一社)岐阜県老人福祉施設協議会	058-213-1950
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	058-213-0062
	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	0585-21-3150
	岐阜県精神保健福祉協会	058-273-5720 0584-78-3758
	岐阜県保育研究協議会	058-201-1562
	岐阜県デイサービスセンター協議会	0584-88-1567
	岐阜県児童福祉協議会	058-326-3618
	(一社)岐阜県社会福祉士会	058-277-7216
	岐阜県老人保健施設協会	058-201-7820
	(一社)岐阜県介護福祉士会	058-322-3971

【様式2】岐阜 DWAT オリエンテーションシート

岐阜 DWAT オリエンテーションシート(第 班)

年 月 日

<派遣先・日程等>

派遣先名称											
所在地											
電話/FAX											
連絡責任者											
要配慮者	高齢者 妊産婦 その他	(名)、 名)、 名)	障か 乳幼	い者 加児	(-	3)、 3)、			
派遣期間	年	月	日()	~		年	月	日	()
集合日時	年	月	日()		時	分				
集合場所											
特記事項											

<チーム編成>

氏名	資格	勤務先	携帯電話番号		
八石	協力団体		15市电山田 7		

<移動手段・宿泊先(県社協により手配された場合のみ記載)>

移動手段	名称	
	経路	
	名称	
宿泊先	住所	
	電話	

<派遣先の状況>

道路交通		
ライフ ライン	電気	
	水道	
	ガス	
公共交通機関		
給油所		
食料等調達		
必要な資器材等		
避難者の状況		
他の支援団体等		
特記事項		

<県・県社協連絡先>

県	担当者	
	電話(職場・携帯)	
	FAX	
	メールアドレス	
県社協	担当者	
	電話(職場・携帯)	
	FAX	
	メールアドレス	

【様式3】岐阜 DWAT 活動記録報告書

※リーダーが各日のチームの活動記録を作成し、速やかに県へ報告する。<報告書提出先> e-mail: c11221@pref.gifu.lg.jp、FAX: 058-278-2620

岐阜 DWAT 活動記録報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

報告者氏名 (岐阜 DWAT リーダ-)				
活 動 年 月 日 (報告対象)	年月	日		
派遣場所				
対 象 者		、障がい者(名) その他(、妊産婦	(名)、 · 名)
活 動 内 容				
	氏 名	職 種	健原	東状態
	(リーダー)		良	· 不良
			良	• 不良
岐阜 DWAT 隊員			良	• 不良
			良	• 不良
			良	・ 不良
特記事項				

【様式4】岐阜 DWAT 活動に係る引継書

※岐阜 DWAT リーダーが作成し、後続チームへ引き継ぐ。

岐阜 DWAT 活動に係る引継書

年 月 日

岐阜 DWAT の活動について、別添のとおり引継します。

- 1 作成者 岐阜 DWAT リーダー 〇〇 〇〇
- 2 活動場所 〇〇〇〇
- 3 活動期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 要配慮者情報
 - (1)人数 〇名
 - (2)種別
 - 高齢者 〇名
 - ・障がい者 〇名

. . .

5 特記事項

被災者アセスメント調査票

この調査票は、被災状況を直ちに把握し、適切に関係機関と共有することを目的とした調査票であり、本調査票に記載いただいた情報の共有に当たっては、災害時における支援活動のために使用いたします。

記入者のお名前:	記入日時: 月 日 時 分
記入者の生年月日:	年齢: 性別:
自宅住所:	固定電話:
	携帯電話:
記入者を含む被災された方の世帯人数:	

1 被災状況

被災により使用できなく	□ ガス □ 水道 □ 電気 □ 下水道
なったライフライン	□ 固定電話 □ 携帯電話 □ インターネット通信
家屋(建物)の被害の状	□ 家屋に極めて大きな被害があった
況	(家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど)
	□ 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった(瓦が落ちた、外
	壁がはがれたなど)
	□ 家屋に被害があった
	(被害の概況:
	□ 被害はなかった

2 現在の御自身の状況や、御自身と一緒に避難している御家族の状況

現在の宿泊場所	□ 避難所 □ 自宅 □ 知人宅 □ 車中泊 □ その他			
避難所の利用	□ 利用している			
	□ 応急給水 □ 食事 □ トイレ □ 生活物資			
	□ 入浴 □ 行政やボランティア等から提供される各種の情報			
	□ 利用していない			
医療サポートを利用され	□ 人工呼吸器 □ 在宅酸素 □ 透析 □ インスリン注射			
ているか。	□ 緊急性のある精神疾患 □ 緊急治療歯科疾患			
	□ 要緊急処置妊婦			
	□ 定期的投薬が必要 (現在、[中断・継続])			
	□ 降圧薬 □ 糖尿病 □ 向精神薬 □ その他			
	[医薬品名:			
かかりつけの医療機関名				
訪問看護などの医療サー	□ 有〔利用している事業所名:			
ビスを利用されているか	無			
妊産婦や乳幼児の方が	□ 有 食物アレルギーを □ 有			
いるか	□ 無 有しているか [原因食物]			
	□ 無			
要介護(支援)認定を受	□ 有 (□ 要支援1 □ 要支援2 □ 要介護1 □ 要介護2			
けられているか	□ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5 □ 介護区分不明)			
	〔利用している居宅介護支援事業所名:			
	□ 無			
障害等手帳をお持ちか	□ 有 □ 身体障害者手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳			
	□ 療育手帳			
	具体的な障害の種類等:			
	□ 身体障害 □ 知的障害 □ 精神障害 □ 発達障害			
	□ 無			
デイサービス・ヘルパー	□ 有 (□ 被災前と変わらず利用の見通しが立っている)			
などの福祉サービスを利	□ 利用の見通しが立たない			
用されているか	しロ わからない			
	[利用している事業所名:			
	□ 無			
その他				

本調査票に記載した情報を、地方自治体が設置する避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等において共有することに同意します。

年 月 日 氏 名

要配慮者個票

ふりがな 氏 名			血液型 (型)
感染症			
対象区分	高齢者・	障がい者 ・ 妊産婦	乳幼児 ・その他)
食事形態	普通食 ・ ソフ その他(ト食 ・ きざみ食 ・ ミ	キサー食)
家族情報			
既 往 歴			
現 病			
要配慮事項	口見守りのみ	□一時的に支援	口常時支援
ケアの経過			

【様式5】岐阜 DWAT 派遣実績報告書

※活動終了後、職員等を派遣した協力団体加入施設等の長、又は協力団体 の長が派遣実績を作成し、速やかに県へ報告する。

年 月 日

岐阜県知事 様

(所在地)

〒 −

(施設・事業所・団体等)

(代表者 職 氏名)

印

電話番号() 一

岐阜 DWAT 派遣実績報告書

岐阜 DWAT の派遣実績について、岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 10条の規定により報告します。

記

1 活動実績

(1) 派遣した岐阜 DWAT の構成員

職種	氏名	フリガナ	活動期間	備考

(2)派遣先		

(3)活動内容

年月日	活動内容			

2 負担額 金 円 (内訳)

対象費用	単価 (円)	人数• 数量	計	費用の詳細
人件費				
介助員等	×	人=		
小計				
車賃	×	km=		
鉄道賃	×	人=		
船賃	×	人=		
航空賃	×	人=		
宿泊料	×	人=		
小計				
需用費				
消耗品費	×	=		
介護用消耗品費	×	=		
燃料費	×			
修繕費	×	=		
小計				
役務費				
通信運搬費	×	=		
小計				
使用料及び賃借料				
車両借上料	×	=		
駐車料金	×	=		
有料道路通行料	×	=		
小計				
合計				

[※] 人件費は、災害救助法が適用された場合であって、災害救助費の支弁対象となる場合に限り計上すること。

[※] 領収証等の証拠書類を添付すること。

3 振替先口座

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	